

# 基礎研 レター

## 韓国における公的扶助制度の現状と課題(後編) - 国民基礎生活保障制度の改革と概要、そして残された課題 -

生活研究部 准主任研究員 金 明中  
(03)3512-1825 kim@nli-research.co.jp

### 1——国民基礎生活保障制度の改革(2015年7月1日改正)

近年の経済のグローバル化、産業構造の変化、そして労働力の非正規化の進行などにより所得分配の格差が進み、韓国社会には貧困層が増加することになった。そこで、所得認定額が最低生活費を下回れば、医療や住居などの他の給付も受給できる一方で、所得認定額が最低生活費の基準を少しでも超えた場合、すべての給付が中止される「All or Nothing」をベースにしていた従来(2000年10月から2015年6月まで)のパッケージ給付方式では広がる貧困を防ぐことには限界があった。特に「次上位階層」<sup>1</sup>と言われている勤労貧困層は、国民基礎生活保障制度のような公的扶助制度や老齢、疾病、失業等の際に利用できる公的社会保険制度の適用から除外されているケースが多く、貧困から抜け出せない状況に置かれていた。そこで、韓国政府は、増加する貧困層に対する経済的支援の拡大や勤労貧困層に対する自立を助長することを目的に、国民基礎生活保障制度の給付方式を「パッケージ給付」から「個別給付」に変更し、2015年7月1日から施行している。

国民基礎生活保障法の給付方式の改正に大きな影響を与えたのは「松坡(ソンパ)母娘3人の自殺事件」だと言える。「松坡(ソンパ)母娘3人の自殺事件」とは、ソウル市松坡区のある半地下の部屋で生活に苦しんでいた母親が「本当に申し訳ありません」というメモと全財産である現金70万ウォンを家賃と公共料金として残して、2人の娘と共に着火炭を焚いて自殺した事件である。母娘3人は2002年にお父さんが癌で亡くなってから、滞納された病院費等の返済に追われ生活に困窮していた。2人の娘は債務不履行<sup>2</sup>や健康悪化によって継続的に働くことができず、その上に生計の責任を負ったお母さんも突然、腕に怪我をして働けなくなった。それ以降母娘3人は更なる生計困難に追いやられており、結局、2014年2月26日、一緒に自殺するという選択をすることになった。母娘3人は自殺する3年前に国民基礎生活保障制度の対象者になるための申請をしたものの、母親の所得認定額が最低生活費をわずかに超えていたので、受給対象になれなかった。その後は再申請をせずにお母さんの収入

<sup>1</sup> 所得が最低生計費の120%以下かつ公的扶助制度である国民基礎生活保障制度の給付対象から除外された所得階層。

<sup>2</sup> 債務不履行者でも就職することは可能であるものの、給料等が個人名義の通帳に振り込まれないか、給料の差し押さえ等の通知が会社に届くケースもあるので、上司の機嫌を伺うこともあり、普通の人と比べると継続的な勤務が難しいと言えるだろう。

だけでぎりぎりの生活をしていた。この事件を契機に福祉死角地帯の問題の深刻性が社会的に大きく浮き彫りになり、韓国政府は「国民基礎生活保障法」を改正する方向に舵を切ったのである。

2000年から約15年間施行されていた国民基礎生活保障制度は、貧困層が増加する中で受給者の選定基準を厳しく維持していたので貧困の死角地帯の解消に対する対策として適切ではなかった。国民基礎生活保障制度の予算は増加傾向にあるものの、増加した予算は既存の受給者の給付額を増やす方向に働いていたので、その結果死角地帯の貧困層はそのまま放置されるケースが多かった（3節の図表8を参照すると、予算額は毎年増加しているのに、受給者数はむしろ減少（2010年～2014年）していることが分かる）。

今回の法改正では、①受給者の選定及び給付の支給基準を最低生活費から基準中位所得に変更、②パッケージ給付方式から給付ごとに対象者の選定基準及び最低保障水準を決定する個別給付に変更、③扶養義務者基準を緩和し、扶養義務者基準により福祉の死角地帯におかれていた人々に対する受給を拡大、④貧困対策に対する政府の義務強化、⑤所管中央行政機関の長による基礎生活保障基本計画の策定等の措置を行っている。

ここで、基準中位所得とは国民基礎生活保障制度の受給者選定の基準となる世帯所得の中位値である（図表1）。既存の最低生活費方式では、国が健康で文化的な生活を営むために必要な最低限度の金額を決め、世帯の所得認定額と比較して受給権を認めることに比べて、基準中位所得方式では、世帯の中位所得と所得認定額を比較して受給権を認める。つまり、受給基準を決定する方式が絶対的基準から相対的基準に変わったといえる。

図表1 基準中位所得（月額、世帯人員別）

単位：ウォン

	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人
基準中位所得	1,652,931	2,814,449	3,640,915	4,467,380	5,293,845	6,120,311	6,946,776

出所) 保健福祉部. 2017. 「2017年国民基礎生活保障事業案内」

## 2—国民基礎生活保障制度の概要

国民基礎生活保障制度の給付は、①国家責任による最低生活保障、②保護の補足性、③自立支援、④個別性、⑤他の給付を優先、⑥家族扶養を優先、⑦普遍性を原則に支給されている。また、国民基礎生活保障制度は、受給者の権利を強化する目的で支援金の名称を「保護」から「給与」に変更し、7つの給付（生計（日本の生活扶助、緊急を含む）、住居（日本の住宅扶助）、医療、自活（日本の生業扶助）、教育、出産、葬祭）を提供している<sup>3</sup>。国民基礎生活保障制度の給付における原則と給付の詳細は次の通りである。

<sup>3</sup> 日本との違いは介護扶助が実施されていない代わりに、緊急給付が実施されていることである。

## 1 | 国民基礎生活保障制度の原則

- ①国家責任による最低生活保障の原則：生活に困窮するすべての国民に国の責任によって最低生活を保障する。
- ②保護の補足性の原則：国民基礎生活保障制度による給付の支給はあくまで補足として適用されるものであり、生活困難者は自分でできることは全て行い、それでも自律が難しい場合に初めて保護を適用する。
- ③自立支援の原則：働く能力のある受給対象者に対しては自活事業に参加することを条件に給付を支給する。
- ④個別性の原則：国民基礎生活保障法が給付水準を定める時に受給者の年齢、世帯規模、居住地域など個別世帯の状況を最大限反映すべきである。
- ⑤他の給付を優先とする原則：給付を申請した者が、他の制度により給付が受給できる場合には、国民基礎生活保障制度より優先的にそちらの給付を利用すべきである。
- ⑥家族扶養を優先とする原則：給付を申請した者が扶養義務者により扶養されることが可能な場合、国民基礎生活保障制度より優先的に扶養義務者の保護が行われるべきである。
- ⑦普遍性の原則：経済的に困窮な者は誰でも国家の保護が受けられる。

## 2 | 給付の種類

### ①生計給付（日本の生活扶助に当たる）

・概要：生計給付は、受給者に日常生活を送る上で必要な物資や衣料品、食料品、燃料等の購入に必要な金品を支給（支給日は毎月 20 日、世帯単位に支給）。

→ 条件付き生計給付：働く能力がある条件付き受給者に対しては自活事業に参加することを条件に生計給付を支給。

→ 緊急生計給付：受給対象者として選定される前に緊急に生計給付を支給する必要がある場合、市長・区長等の首長の判断により生計給付を支給。

・給付対象：世帯の所得認定額が生計給付対象者の所得基準（基準中位所得の 30%）以下の世帯で扶養義務者基準を満たしている世帯。

・給付水準：

→ 生計給付：世帯人員別生計給付対象者の所得基準（基準中位所得の 30%、図表 2）から所得認定額を差し引いた分

→ 緊急生計給付：基準中位所得の 15%に該当する金額を支給（図表 2）

図表 2 世帯人員別「生計給付」対象者の所得基準

単位：ウォン

	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人
基準中位所得	1,652,931	2,814,449	3,640,915	4,467,380	5,293,845	6,120,311	6,946,776
生計給付対象者の所得基準 (基準中位所得の30%)	495,879	844,335	1,092,275	1,340,214	1,588,154	1,836,093	2,084,033
緊急生計給付対象者の所得基準 (基準中位所得の15%)	247,940	422,167	546,137	670,107	794,077	918,047	1,042,016

②住居給付（日本の住宅扶助に当たる）

- ・概要：受給者が居住するために必要な住居の確保に必要な賃借料、維持補修費等を支給。
- ・給付対象：世帯の所得認定額が住居給付対象者の所得基準（基準中位所得の43%、図表3）以下の世帯で扶養義務者基準を満たしている世帯。

図表 3 世帯人員別「住居給付」対象者の所得基準

単位：ウォン

	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人
基準中位所得	1,652,931	2,814,449	3,640,915	4,467,380	5,293,845	6,120,311	6,946,776
住居給付対象者の所得基準 (基準中位所得の43%)	710,760	1,210,213	1,565,593	1,920,973	2,276,353	2,631,734	2,987,114

- ・給付水準：
    - 所得認定額 ≤ 生計給付対象者の所得基準：基準賃貸料（図表4）の全額を支給
    - 所得認定額 > 生計給付対象者の所得基準：（基準賃貸料から本人負担分を除いた分）を支給
- ※本人負担分 = (所得認定額 - 生計給付対象者の所得基準) × 30%

図表 4 地域・世帯人員別基準賃貸料

単位：万ウォン(月)

区分	1給地	2給地	3給地	4給地
	(ソウル市)	(京畿道・仁川市)	(広城市・世宗市)	(その他)
1人世帯	20.0	17.8	14.7	13.6
2人世帯	23.1	20.0	15.8	14.7
3人世帯	27.3	24.2	18.9	17.8
4人世帯	31.5	28.3	22.0	20.0
5人世帯	32.5	29.4	23.1	21.0
6～7人世帯	37.8	34.7	26.2	24.2

資料) 国土交通府ホームページ

### ③医療給付（日本の医療扶助）

- ・概要：受給者が適切な医療を受けるために必要な費用を支給
  - ・給付対象：世帯の所得認定額が医療給付対象者の所得基準（基準中位所得の40%、図表5）以下の世帯で扶養義務者基準を満たしている世帯。
- 医療給付1種受給権者：勤労能力がない者だけで構成されている世帯、稀少難治疾病重症疾患、施設に保護されている受給者
- 医療給付2種受給権者：国民基礎生活保障制度の対象者のうち、医療給付1種受給権者以外の世帯

図表5 世帯人員別「医療給付」対象者の所得基準

単位：ウォン

	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人
基準中位所得	1,652,931	2,814,449	3,640,915	4,467,380	5,293,845	6,120,311	6,946,776
医療給付対象者の所得基準 (基準中位所得の40%)	661,172	1,125,780	1,456,366	1,786,952	2,117,538	2,448,124	2,778,710

- ・給付水準：図表6を参照

図表6 医療給付対象者の本人負担

区分		医院	病院、総合病院	指定病院	薬局
医療給付1種	入院	なし	なし	なし	-
	外来	1,000ウォン	1,500ウォン	2,000ウォン	500ウォン
医療給付2種	入院	10%	10%	10%	-
	外来	1,000ウォン	15%	15%	500ウォン

### ④教育給付：

- ・概要：受給者が適正な教育を受けるための費用を支給
- ・給付対象：世帯の所得認定額が教育給付対象者の所得基準（基準中位所得の50%）以下の世帯で扶養義務者基準を満たしている世帯のうち、中学・高校及び同等の学歴が認められる学校、生涯教育法による生涯教育施設、代案学校<sup>4</sup>の設立・運営に関する規定による学校に入学あるいは在学している者
- ・給付額：入学金・授業料・学用品の購入費用等を支給（副教材代を含む）、入学金・授業料は学校の長が市長や区長に直接申請。

<sup>4</sup>「代案学校」とは、学業を中断したり個人的特性に沿った教育を受けようとする生徒を対象に、現場実習等体験を中心とした教育、人格形成中心の教育又は個人の素質・適性開発中心の教育等多様な教育を行う学校。国公立代案学校と設立認可を受けた代案学校を卒業した場合、小・中・高等学校卒業と同等の学力が認定される。

図表 7 世帯人員別「教育給付」対象者の所得基準

単位：ウォン

	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人
基準中位所得	1,652,931	2,814,449	3,640,915	4,467,380	5,293,845	6,120,311	6,946,776
教育給付対象者の所得基準 (基準中位所得の50%)	826,466	1,407,225	1,820,458	2,233,690	2,646,923	3,060,156	3,473,388

⑤自活給付（日本の生業扶助に当たる）：

- ・概要：自活事業を通じて、働く能力のある低所得層が自ら自立できるように技能習得支援及び勤労機会を提供
- ・給付対象：国民基礎生活保障制度の受給者のうち、働く能力のある者。
- ・給付額：給付：自活に必要な生業資金の支給や施設・器具の貸与、就業斡旋等情報の提供、自活のための勤労機会を提供。

⑥出産給付：

- ・概要：分娩前後における受給者を支援・保護するための給付。
- ・給付対象：生計・医療・住居給付の受給者のうち出産した者（出産予定者を含む）。
- ・給付額：出生児1人につき 60 万ウォンを現金で支給。

⑦葬祭給付：

- ・概要：受給者が死亡し、葬祭を行う場合に、死体の運搬、火葬又は埋葬、葬祭等に必要な費用を支給
- ・給付対象：葬祭を行う者
- ・給付額：死亡した者1人つき 75 万ウォンを現金で支給

### 3 | 減免制度

国民基礎生活保障の受給世帯に対しては、住民税の非課税、各種公共料金の減免制度等が実施されている。主な減免制度は次の通りである。

- ①住民税非課税（個人均等割非課税）：生計・医療・住居・教育給付受給者が対象
- ②テレビ受信料免除（月 2,500 ウォン）：生計・医療給付受給者が対象
- ③電気料金割引：生計・医療給付受給者→割引額の上限は月 16,000 ウォン（7,8月は 20,000 ウォン）  
住居・教育給付受給者→割引額の上限は月 10,000 ウォン（7,8月は 12,000 ウォン）
- ④暖房費支援：生計・医療給付受給者が対象、世帯人員別に年 83,000～116,000 ウォンを支給
- ⑤都市ガス料金割引：生計・医療・住居・教育給付受給者（国民基礎生活保障の受給者以外の次上位階層、障がい者福祉法による 1～3 級の障がい者等も対象）、冬季は 6,000～24,000 ウォン
- ⑥住民登録証再発給、謄本・抄本発給手数料免除：生計・医療・住居・教育給付受給者が対象

- ⑦上水道・下水道料金減免、従量制廃棄物手数料減免：生計・医療・住居・教育給付受給者が対象
- ⑧文化ヌリ<sup>5</sup>カードの利用料支援：一人当たり年間5万ウォン、生計・医療・住居・教育給付受給者が対象
- ⑨通信料減免：
- ・生計・医療給付受給者
    - 市内電話：加入費及び月基本料免除、市内通話 75 度数（225 分）無料
    - 市外電話：市外通話 75 度数（225 分）無料
    - インターネット電話：加入費及び月基本料免除、市内・外通話 150 度数（450 分）無料
    - 携帯電話：月基本料（上限 15,000 ウォン）免除及び通話料 50%減免（上限 30,000 ウォン）
    - 超高速・モバイルインターネット：利用料の 30%を減免
    - 電話番号案内：114 の電話番号案内の料金免除
  - ・住居・教育給付受給者：基本料及び通話料をそれぞれ 35%ずつ減免（上限 30,000 ウォン）

### 3—受給者の現状

韓国における公的扶助制度の年度別受給者数は、生活保護制度が施行されていた 1999 年の 148 万人から 2000 年には 149 万人に少し増加したものの、それ以降は減少に転じ、2002 年には 135 万人まで受給者数が減少した。しかしながら、現金が支給される生計給付の対象者数は生活保護制度が施行されていた 1999 年の 42 万人に比べて 3 倍強も増加した。これは、国民基礎生活保障制度が全受給者に生計給付を支給したことに比べて、既存（2000 年 10 月以前）の生活保護制度は居宅保護対象者と呼ばれる生活無能力者にのみ生計給付を支給したからである。

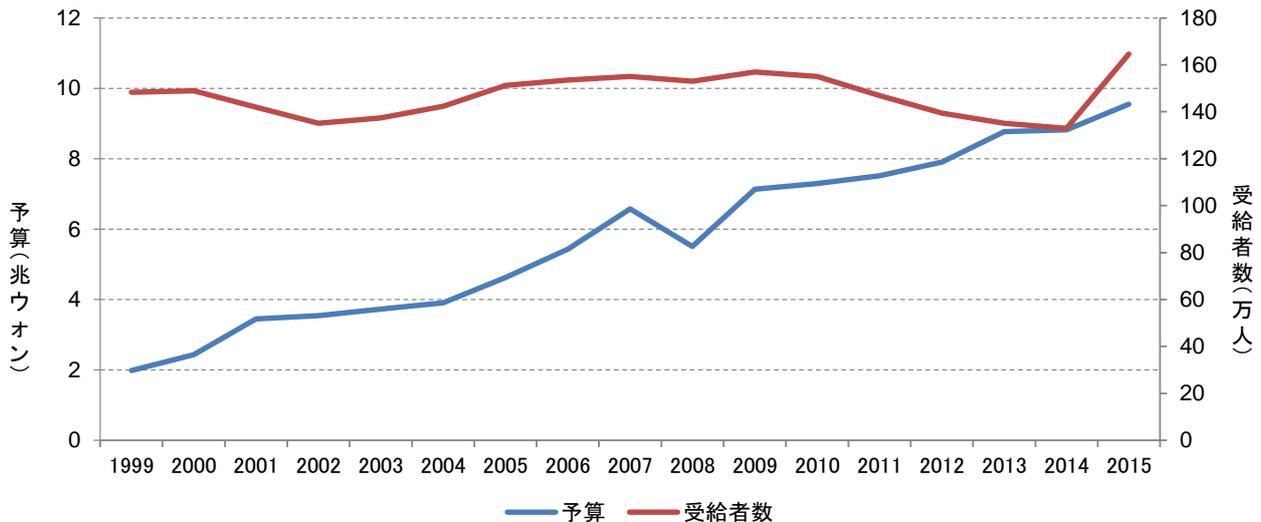
2003 年の国民基礎生活保障制度の改正<sup>6</sup>により、働く能力の有無と関係なく所得認定額が一定水準以下で扶養義務者基準を満たせば給付が受けられるようになった結果、生計給付の対象者は 2009 年に 157 万人まで増加することになった。しかしながら、2010 年から導入された社会福祉統合管理網<sup>7</sup>により、扶養義務者がより正確に把握され、扶養義務者の責任が強調されることになった結果、2010 年から 2014 年まで受給者数が減少し続けた。その後、韓国政府が 2015 年 7 月 1 日に国民基礎生活保障制度の改革を実施することにより 2015 年の受給者数は再び増加することになった（図表 8）。

<sup>5</sup> 「ヌリ」は、ハングルで世界という意味。

<sup>6</sup> 詳細は、金明中（2017）「[韓国における公的扶助制度の現状と課題（前編）—生活保護制度から国民基礎生活保障制度の導入まで—](#)」基礎研レター、2017 年 3 月 8 日を参照。

<sup>7</sup> 2010 年から「社会福祉統合管理網」が実施されることにより、国税庁、雇用労働部、健康保険公団等 27 機関の 215 種類の所得及び財産関連情報や人的事項、120 種類の福祉サービスに関する履歴が部署間で共有可能になった。詳細は、金明中（2012）「[増え続ける生活保護受給者に対する対策は？— 韓国の「社会福祉統合管理網」は参考になるのか！—](#)」研究員の眼、2012 年 11 月 27 日を参照。

図表 8 国民基礎生活保障制度の予算（右目盛）と受給者数（左目盛）の推移



資料) 保健福祉部「国民基礎生活保障受給者現況」各年

受給者数の増加には、給付別に受給者選定基準を差別化したことや扶養義務者の条件を緩和したこと等がある程度影響を与えたと考えられる。しかしながらガンシンウック（2016）は、勤務能力のある受給世帯や受給者数が増加した実際の要因についてはまだ分からず、また、制度改正が受給からの脱却や自立、そして勤労誘引にどのぐらい影響を与えたのかもデータの制限により把握されていないと主張している。

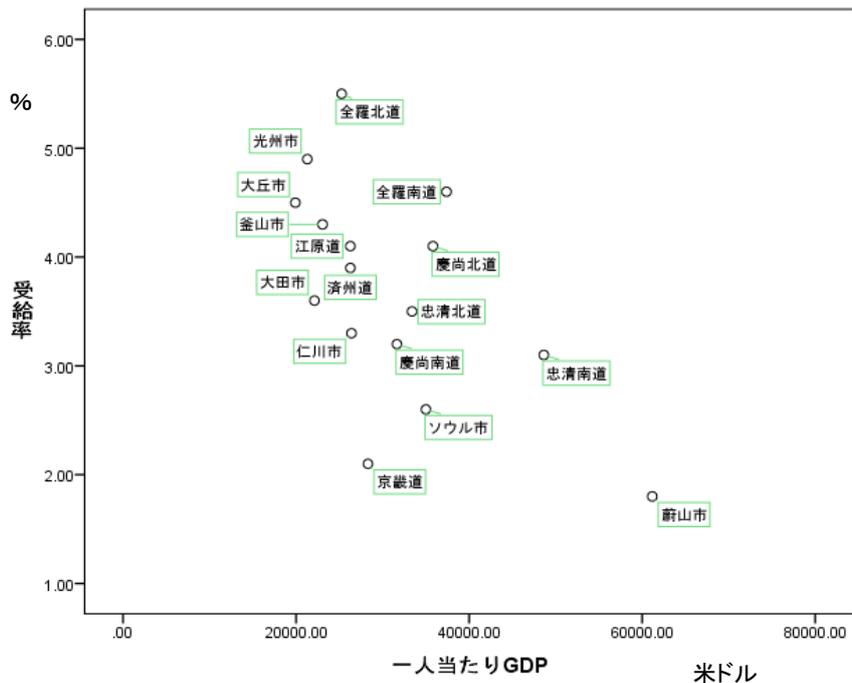
生活保護制度が初めて施行された 1962 年の生活保護の予算は、当時の保健福祉部の予算（19.6 億ウォン）の約 51%である約 9.9 億ウォンであった。生活保護費と国民基礎生活保障制度の財源は<sup>8</sup>、支給額の 10 分の 8 以上を国が、10 分の 2 未満を自治体が負担している。但し、ソウル市の場合国が 10 分の 5 未満を、自治体が 10 分の 5 以上を負担することになっており、平均的には国が支給額の 4 分の 3 を負担し、自治体が 4 分の 1 を負担している。生活保護制度の予算は制度の導入以降増加し続け、国民基礎生活保障制度を導入する前の 1999 年には 1.98 兆ウォンまで増加し、2015 年現在には 9.55 兆ウォンに至っている。

2015 年における受給率（日本の保護率に当たる）は 3.2%で、地域別には全羅北道（5.5%）、光州市（4.9%）、全羅南道（4.6%）、大丘市（4.5%）の順で受給率が高いことに比べて、韓国内で一人当たり GDP が最も高い蔚山市の受給率は 1.8%と最も低く、地域別の受給率と一人当たり GDP の間には負の相関が見られ、統計的にも有意（5%水準）であった（図表 9）<sup>9</sup>。

<sup>8</sup> 日本の生活保護制度は支給額の 4 分の 3 を国が負担し、4 分の 1 を自治体が負担する。

<sup>9</sup> 日本の 2016 年 12 月の保護率は 1.69%（速報値）。

図表9 受給率と一人当たりGDPの相関

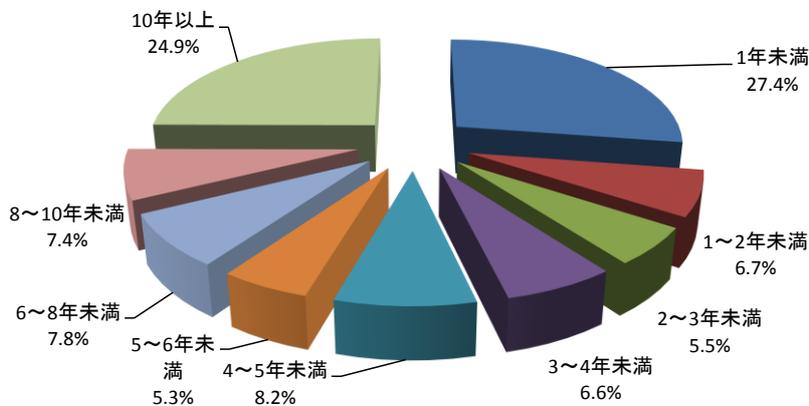


資料) 韓国統計庁

受給者を年齢階層別に見ると、40～64歳が33.3%で最も高く、次は65歳以上(27.6%)、12～19歳(19.4%)の順であった。世帯人数では一人世帯が60.3%で半分以上を占めており、世帯類型別には一般世帯(31.9%)、高齢者世帯(25.8%)、障がい者世帯(18.9%)の順で高い割合を占めた。

世帯の受給期間は、1年未満が27.4%で最も多かったものの、受給期間が10年以上の世帯も24.9%もあり、受給期間が長期化する傾向もみられた(図表10)。日本の事例を参考とすると、今後韓国社会における高齢化の進展は受給期間の更なる長期化をもたらす可能性が高い。

図表10 受給期間別受給者世帯



資料) 保健福祉部 (2017) 『2015年国民基礎生活保障受給者現況』

国民基礎生活保障制度の受給者世帯を世帯類型別に見ると、2001年に34.0%であった高齢者世帯の割合が2015年には23.7%まで低下している。一方、母子世帯や父子世帯、そして障がい者世帯の割合は増加している（図表11）。

図表 11 世帯類型別受給者世帯の年度別推移

単位：世帯

		高齢者世帯	少年・少女家長 (世帯主)世帯	母子世帯	父子世帯	障がい者世帯	一般世帯	その他の世帯	合計
2001	世帯数	237,443	13,613	70,152	19,128	100,313	217,462	39,964	698,075
	割合	34.0	2.0	10.0	2.7	14.4	31.2	5.7	100.0
2003	世帯数	238,790	13,932	66,636	17,158	112,987	230,827	37,531	717,861
	割合	33.3	1.9	9.3	2.4	15.7	32.2	5.2	100.0
2005	世帯数	244,565	14,823	77,985	19,450	136,892	276,227	39,803	809,745
	割合	30.2	1.8	9.6	2.4	16.9	34.1	4.9	100.0
2007	世帯数	245,935	14,475	82,920	19,934	154,066	294,872	40,218	852,420
	割合	28.9	1.7	9.7	2.3	18.1	34.6	4.7	100.0
2009	世帯数	244,529	13,533	86,961	21,115	171,330	302,202	43,255	882,925
	割合	27.7	1.5	9.8	2.4	19.4	34.2	4.9	100.0
2011	世帯数	237,213	9,798	83,525	20,479	173,751	277,081	48,842	850,689
	割合	27.9	1.2	9.8	2.4	20.4	32.6	5.7	100.0
2013	世帯数	235,601	6,945	76,270	18,366	175,867	251,372	46,123	810,544
	割合	29.1	0.9	9.4	2.3	21.7	31.0	5.7	100.0
2015	世帯数	262,124	5,188	123,497	34,538	191,723	323,289	73,818	1,014,177
	割合	25.8	0.5	12.2	3.4	18.9	31.9	7.3	100.0

注) 少年・少女家長世帯とは、両親の死亡、離婚、病気、家出、服役等の事由により未成年の者のみで構成された世帯である。家庭に生活能力がなくなった場合、満二十歳未満の少年少女が、家長(世帯主)となるのを法的に許可する制度。

資料) 保健福祉部 (2017) 『2015年国民基礎生活保障受給者現況』

高齢化率が上昇しているにもかかわらず、国民基礎生活保障制度の受給者世帯に占める高齢者の割合が低下しているのはなぜだろうか。その主な理由としては高齢者が早期老齢年金を含めて公的年金を受給し始めることになったことや、高齢者に対して基礎年金制度等の所得保障制度が拡大・実施されたことが挙げられる。また、景気の低迷や離婚の増加等により高齢者以外の世帯の経済的状況が厳しくなったことも一つの理由として考えられるだろう。

#### 4—残された課題

本稿では、韓国における公的扶助制度の変遷過程や国民基礎生活保障制度の概要と現状について述べた。韓国の公的扶助制度は数回にわたる改正が行われており、その中でも重要な改革としては2000年10月の国民基礎生活保障制度の施行や2015年7月の給付方式の変更（パッケージ給付から個別給付）が挙げられる。両改正の大きな目的は、生活困窮者に対するセーフティネットを強化するとともに受給者の自立を促進させることにあると考えられる。

国民基礎生活保障制度の導入により生計給付の受給者数は既存の生活保護制度に比べて増加したものの、相変わらず貧困の死角地帯が存在しており、助けを必要とする多くの生活困窮者が公的扶助制度の対象から除外されていた。ノデミョン (2016) は、セーフティネットが十分ではなく、貧困層が増加しているにもかかわらず受給者選定基準を厳しく維持したことが死角地帯の解消が容易ではなかった要因であると指摘している。韓国政府は死角地帯の解消を目的に国民基礎生活保障制度の予算を毎年増やしたものの、厳しい受給者選定基準は増加された予算を新しい受給者の数を増やすより、既存の受給者の給付を増やす方向に働き、死角地帯の問題はあまり改善されなかった。さらに、以前よ

り手厚くなった給付により、既存の受給者の間には受給権を手放したくないという考えが広がり、自立を阻害する要因として作用した。そこで、韓国政府は2015年7月に給付方式をパッケージ給付から個別給付に変更する改革を行った。その効果なのか2014年に133万人まで減少していた受給者数が2015年には165万人に急増した。まだ受給者に関する詳細なデータが公表されておらず、受給者数の増加が給付方式の変更による効果であるかどうか確言することはできないものの、既存の方式より多くの貧困層が制度の恩恵を受けられることになったことは事実である。今後の課題はどのような方法で受給者の自立を促進させるかにある。低成長・高齢化が予想される中で、制度改正が死角地帯を解消し、自立や勤労誘引にプラスの影響を与え、その結果受給者数の減少に繋がることを韓国政府は望んでいるだろう。しかしながら受給者が自立するのはそれほど簡単ではない。すでに実施している勤労奨励税制（EITC）を有効に活用しながら受給者の自立を促進する方法を模索すべきである。

国民基礎生活保障制度においても一つ慎重に検討しなければならないのが「扶養義務者基準」である。韓国では2015年の改正により教育給付の選定基準から扶養義務者基準がなくなり、他の給付では扶養義務者の扶養能力判断基準が以前より緩和された。しかしながら市民団体等は厳しい扶養義務者基準が福祉の死角地帯が解消できない最も大きな理由であると主張しながら扶養義務者基準の完全廃止を要求している。日本の場合、生活保護法の第四条において「民法に定める扶養義務者の扶養及び他の法律に定める扶助は、すべてこの法律による保護に優先して行われるものとする。」としているものの、一般的には現行生活保護法上、扶養は保護の要件ではないと認識が強い。そこで、韓国においても日本や先進国の事例を参考に扶養義務者基準の見直しを検討するのが望ましい。

今後、制度改正、特に、給付別に受給者選定基準を差別化した「個別給付方式」がどのような効果として現われるのか今後の結果が注目されるところである。

## 参考文献

- イインゼ・リュジンソソック・コンムニル・キムジング（2015）「第13章国民基礎生活保障制度」、『社会保障論（改正3版）』ナナム
- ガンシンウック（2016）「基礎生活保障改編の効果：選定基準の変化を中心に」『保健福祉フォーラム』2016年11月
- 金種基（2001）「零細民の大都市集中抑制対策」韓国開発研究院
- 金明中（2012）「[増え続ける生活保護受給者に対する対策は？— 韓国の「社会福祉統合管理網」は参考になるのか！—](#)」研究員の眼、2012年11月27日
- 金明中（2017）「[韓国における公的扶助制度の現状と課題（前編）—生活保護制度から国民基礎生活保障制度の導入まで—](#)」基礎研レター、2017年3月8日
- ノデミョン（2016）「基礎生活保障改編：趣旨と経過、そして今後の課題」『保健福祉フォーラム』2016年11月
- 保健福祉部（2015）「2015年保健福祉統計年報」
- 保健福祉部（2016）「2016年保健福祉統計年報」
- 保健福祉部（2017）『2015年国民基礎生活保障受給者現況』

- 保健福祉部（2017）「2017年国民基礎生活保障事業案内」
- 保健福祉部「国民基礎生活保障受給者現況」各年
- 保健福祉部・韓国保健社会研究院（2010）「国民基礎生活保障制度10年史」